

医師派遣事業実施要綱

医 第 2 9 1 号
平成 2 2 年 6 月 1 0 日

一部改正 医第 4 2 4 号
平成 2 3 年 7 月 4 日

一部改正 医第 6 3 0 号
平成 2 6 年 9 月 2 日

一部改正 医第 2 8 8 号
平成 2 8 年 4 月 1 日

一部改正 医人第 1 5 1 号
平成 2 9 年 4 月 1 日

一部改正 医人第 1 1 4 号
平成 3 0 年 4 月 1 日

一部改正 医人第 2 2 2 号
平成 3 1 年 4 月 1 日

一部改正 医人第 3 3 4 号
令和 2 年 4 月 1 日

一部改正 医人第 2 3 9 号
令和 3 年 4 月 1 日

一部改正 医人第 号
令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この事業は、次の各号を目的として実施する。

- (1) 埼玉県立小児医療センター及び大学病院等の小児科医師を小児救急医療機関の当直医として派遣することにより、小児初期救急 24 時間体制の確保及び入院や手術を必要とする重症の小児救急患者に対応する小児二次救急医療体制を確保する。
- (2) 大学病院等の救急に携わる医師を医師確保の困難な地域であり、かつ、救命救急センターが設置されていない第二次救急医療圏に所在する救急医療機関の当直医として派遣することにより、入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応する二次救急医療体制の強化を図り、救命救急センター設置に向けた体制整備を進める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 救急医療機関

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に基づく「救急病院」又は昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づき実施する病院群輪番制病院等運営事業に参画している病院をいう。

(2) 小児救急医療機関

前号のうち、「医療法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第36号）」及び「医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第13号）」により、広告する診療科目として、派遣先医療機関が所在する地域を管轄する保健所に、「小児科」を届け出ている医療機関をいう。

(3) 大学病院等

学校法人が開設する医療機関をいう。

(4) 派遣先医療機関

緊急的かつ優先的に医師の派遣を行う必要があると知事が決定した下記の医療機関をいう。

ア 小児初期救急 24 時間体制を確保するための医療機関

イ 小児二次救急医療体制を確保するための医療機関

ウ 二次救急医療体制の強化を図り、救命救急センター設置に向けた体制整備

を進めるための医療機関

(5) 派遣元医療機関

前号に掲げる医療体制の確保等を行うために、当該医療機関に勤務する医師を前号に規定する医療機関へ派遣する埼玉県立小児医療センター及び第3号に掲げる医療機関をいう。

(6) 医師確保が困難な地域

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成24年埼玉県条例第15号）第1条に定める「特定地域」として、同条例第2条に基づき、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（平成24年3月27日規則第13号）に定める次の市町村の区域をいう。

熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町及びときがわ町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町

（補助事業者）

第3条 補助事業者に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 補助事業により派遣される医師の当直費等に対する補助の対象となる事業者は、前条第4号に掲げる者とする。

(2) 補助事業により派遣される医師の雇用に要する経費に対する補助の対象となる事業者は、前条第5号に掲げる者とする。

2 補助事業者は、この要綱に基づき、医師派遣の補助事業を行うこととする。ただし、要綱に反しない範囲において、必要な規程を定めることを妨げない。

（事業の対象日等）

第4条 前条第1項第1号に掲げる当直費等に対する補助の対象となる日は、派遣先医療機関が派遣元医療機関から医師の派遣を受けた日とし、対象日の診療時間は別表に定めるところによる。

2 前条第1項第2号に掲げる経費に対する補助の対象となる期間は、各年度の4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

(派遣先医療機関の決定)

第5条 知事は、医師の派遣の依頼があった医療機関に対する派遣の可否について、別紙「派遣先医療機関の選定に係る基準」に基づいて決定することとする。

(医師の派遣の手続き)

第6条 医師の派遣の手続きに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 医師の派遣の依頼をする派遣先医療機関の代表者は、医師派遣依頼書（別紙様式に定めることとする。）を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前条の規定により、派遣先医療機関を決定するものとする。
- (3) 知事は、前号の規定により、派遣先医療機関を決定したときは、派遣元医療機関の長に対し、派遣に適すると認める医師の推薦を求めるものとする。

(派遣医師に対する当直費等)

第7条 派遣医師の当直費等は、派遣先医療機関が派遣医師に対して支給するものとする。

(派遣医師に対する費用弁償)

第8条 派遣医師の派遣先医療機関の業務に係る費用弁償は、前条に規定する当直費等に含めるものとする。ただし、派遣先医療機関において、別途、支給する場合は、この限りではない。

(派遣医師の雇用に要する経費)

第9条 第3条第1項第2号に掲げる派遣医師の雇用に要する経費とは、「医師派遣事業補助金交付要綱」（平成22年6月10日付医第291号、平成23年7月4日、平成26年9月2日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日及び令和5年4月1日一部改正。）第4条表中で定める。

2 前項に掲げる経費は、派遣元医療機関が派遣医師に対して支給するものとする。

(派遣期間における医療事故の責任)

第10条 派遣期間において、派遣先医療機関における業務に関し医療事故が起きた場

合は、派遣医師に故意又は重大な過失がない限り、派遣先医療機関が、同医療機関が加入する病院賠償責任保険を適用して責任を負うものとする。

2 前項に規定する医療事故が起きた場合は、派遣先医療機関は、速やかに当該医療事故に至った経緯及び情報等を知事に報告することとする。

3 前項に掲げる報告を受け、知事は派遣先医療機関に対して必要な助言を行うことができるものとする。

(派遣医師受入れ後の対応)

第11条 派遣先医療機関は、派遣医師に対して同医療機関における業務が円滑に行われるよう必要な支援策を講じるよう努めることとする。

(派遣医師の服務等)

第12条 派遣医師は、派遣先医療機関における業務の間、派遣先医療機関の関係規程を遵守し、派遣先医療機関の長の指導及び指示に従わなければならない。

(災害補償)

第13条 派遣先医療機関における業務（通勤及び派遣元医療機関と派遣先医療機関との往復を含む。）に関し、派遣医師に災害が生じたときは、派遣先医療機関は、派遣医師に対して、災害補償に関する規程を適用して補償するものとする。

2 前項の規定による場合において、派遣先医療機関は、当該災害補償に関する規程の適用に至った経緯及び情報等を知事に報告することとする。

(その他派遣医師に係る補償)

第14条 派遣先医療機関において、前条に掲げる補償の他、派遣医師に係る補償規程を有する場合、当該関係規程を派遣医師に対し適用するものとする。

(報告)

第15条 知事は、派遣医師の勤務状況等について、必要に応じて派遣先医療機関に報告を求めることができる。

(協議会の開催)

第16条 知事は、本事業を実施する上で必要があるときは、派遣先医療機関及び派遣元医療機関により構成される協議会を開催することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるほか、医師の派遣に関し、必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用とする。

別紙（第5条関係）

派遣先医療機関の選定に係る基準

平成26年9月2日保健医療部長決裁

派遣先医療機関の選定については、次の基準から緊急的かつ優先的に医師を派遣する必要性について検討し、決定することとする。

- 1 医師派遣事業により、派遣先医療機関の医療体制の大幅な増強が期待されること。
- 2 次のいずれかの医療機関であること。
 - (1) 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「医務局長通知」という。）に基づき実施する「小児救急医療支援事業」を実施する第二次救急医療圏において、輪番実施における空白日が生じている地区又は同事業により医療体制の維持が可能となる地区に所在していること。
 - (2) 医師確保が困難な地域であり、かつ、救命救急センターが設置されていない第二次救急医療圏に所在し、医務局長通知で定める救命救急センターを設置するための体制整備を進める医療機関であること。
- 3 勤務医師の処遇改善や地域の医療機関との医師確保に係る調整など、医師確保のための取組を積極的に実施していること。

（別表）

事業の対象日は、原則として診療時間が次表の区分欄に定めることとする。

区分	診療時間
夜間	午後9時から午前8時30分までの間とする。

（あて先）

埼玉県知事

住 所
病院の代表者名

医 師 派 遣 依 頼 書

医師派遣事業実施要綱第6条の規定に基づき、（埼玉県立小児医療センター・大学病院等）の医師の派遣を下記のとおり依頼します。

記

1 派遣を必要とする理由

2 派遣医師の診療業務

3 派遣を依頼する期間

年 月 日から 年 月 日までの期間

毎週（ ）曜日

4 添付資料

- ・ 医師派遣事業実施要綱第5条の規定に基づく「派遣先医療機関の選定に係る基準」を説明する資料（様式任意）
- ・ その他参考となるべき資料